

漁港漁場関係工事発注者支援業務

共 通 仕 様 書

令和6年6月

水産庁漁港漁場整備部

漁港漁場関係工事発注者支援業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 適用範囲

- 1) 漁港漁場関係工事発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、水産庁が発注する漁港漁場関係工事に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に関する契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともにその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、契約書に添付されている図面、特記仕様書、現場説明書、入札説明書、質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 本業務の書類の様式等については、この共通仕様書に定めがあるものを除き「業務請負契約に係る提出書類等様式一覧」（水産庁）に準ずるものとする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書を総称していう。
- 2) 「**契約書**」とは、業務請負契約書をいう。
- 3) 「**設計図書**」とは、仕様書、図面、現場説明書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 4) 「**仕様書**」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 5) 「**共通仕様書**」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るべく、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 6) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 7) 「**現場説明書**」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 8) 「**入札説明書**」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 9) 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10) 「**図面**」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が承諾した図面を含むものとする。
- 11) 「**発注者**」とは、支出負担行為担当官又は契約担当官をいう。
- 12) 「**受注者**」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規程により認められたその一般承継人をいう。
- 13) 「**監督職員**」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 14) 「**主任監督員**」とは、「水産庁漁港漁場整備事業等請負工事監督・検査要領」（以下「監督・検査要領」）に定める主任監督業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち重要なものの処理、並びに、業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合におけ

る発注者への報告を行うとともに、監督員の指揮監督を行う者をいう。

- 15) 「**監督員**」とは、「監督・検査要領」に定める一般監督業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答の処理（重要なものを除く。）並びに、業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査の処理（重要なものを除く。）及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。
- 16) 「**検査職員**」とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づく業務の完了検査及び第 38 条第 1 項に基づく指定部分検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 17) 「**管理技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 18) 「**担当技術者**」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で管理技術者のもとで業務を担当する者であって、受注者が定め、発注者に通知した者（管理技術者を除く。）をいう。
- 19) 「**管理技術者等**」とは、受注者が定め、発注者に通知した者であり、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- 20) 「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が管理技術者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 21) 「**通知**」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、業務の遂行に関する事項について書面によりお互いに知らせることをいう。
- 22) 「**報告**」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 23) 「**承諾**」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が書面により同意することをいう。
- 24) 「**質問**」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25) 「**回答**」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 26) 「**協議**」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 27) 「**提出**」とは、受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは監督職員に対し、又は発注者若しくは監督職員が受注者若しくは管理技術者に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28) 「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、特記仕様書で定める方法を用いて作成及び提出等を行った書面を有効とする。ただし、やむを得ず特記仕様書で定める方法を用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。なお、別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を**提出**するものとする。また、電子納品を行う場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。
- 29) 「**打合せ**」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30) 「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 31) 「**積算関係資料**」とは、設計に関する補助業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等をいう。
- 32) 「**検査**」とは、契約書第 32 条に基づき、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。
- 33) 「**協力者**」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34) 「**協力者等**」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- 35) 「**請求**」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をも

ってする行為、あるいは同意を求めることをいう。

- 36) 「**申出**」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 37) 「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

1-1-3 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、特別な事情がない限り、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日）を含まない）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督職員との**打合せ**を行うことをいう。

1-1-4 監督職員

- 1) 発注者は、業務における監督職員を定め、受注者に**通知**するものとする。
- 2) 監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
- 3) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受注者はその**指示**等に従うものとする。監督職員は、その**指示**等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を**通知**するものとする。

1-1-5 管理技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者 1 名を定め、発注者に**通知**するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。
- 2) 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は書面をもって**報告**しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 3 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
- 3) 管理技術者は、2-1-2、3-2-1 又は 3-3-1 に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
- 4) 受注者は、原則として参加表明書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて、発注者の**承諾**を得なければならない。
- 5) 管理技術者は業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - イ) 技術士（総合技術管理部門（選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。））の資格を有する者
 - ロ) 1 級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ハ) 水産工学技士（水産土木部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に 3 年以上従事している者
 - ニ) R C C M（「水産土木部門」又は「港湾及び空港部門」に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に 3 年以上従事している者
 - ホ) 発注者が上記イ)～ニ)と同等の能力と経験を有すると認めた者

1-1-6 担当技術者

2-1-1、3-1-1 で示されている担当技術者については、以下のいずれかの資格保有者であるものとする。なお、受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督職員に**提出**するものとする。

- イ) 技術士（総合技術管理部門（選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。））の資格を有する者
- ロ) 1 級土木施工管理技士又は 1 級土木施工管理技士補又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する者
- ハ) 水産工学技士（水産土木部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に 3 年以上従事している者
- ニ) R C C M（「水産土木部門」又は「港湾及び空港部門」に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に 3 年以上従事している者
- ホ) 発注者が上記イ)～ニ)と同等の能力と経験を有すると認めた者

1-1-7 照査技術者及び照査の実施

- 1) 受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、発注者支援業務における照査技術者を定め、発注者に**通知**するものとする。
- 2) 照査技術者は、管理技術者と同等の能力と経験を有する技術者である者とする。
なお、照査技術者は、管理技術者を兼務できるが、担当技術者は兼務できない。
- 3) 照査技術者は照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めるものとする。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の**指示**する業務の節目に照査技術者自身によりその成果の照査を行うものとする。
- 5) 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ、管理技術者に**提出**するものとする。
- 6) 管理技術者は、4)に規定する照査結果の**確認**を行うものとする。

1-1-8 適切な技術者の配置

- 1) 受注者は、管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事又は業務の受注者との関係において、中立性・公平性を有する技術者をおかなければならない。
- 2) 監督職員は、必要に応じて、下記に示す事項について**報告**を求めることができる。
 - ① 技術者の経歴・職歴
 - ② 資本・人事面において関係があると認められることが考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

1-1-9 提出書類

- 1) 受注者は、契約締結後、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく発注者に**提出**しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2) 受注者が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものについては、受注者において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員宛に送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。（受注者が設計共同企業体である場合は、構成員毎に登録申請するものとする。）
なお、登録の期日は次によるものとする。
 - (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日以内とする。
 - (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日以内とする。

- (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝休日等を除き 15 日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。
- (4) 登録内容に訂正があった場合は、その都度提出するものとする。
- 4) 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
 - (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。
 - (2) 受注者は、(1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から**確認**を受ける。
 - (3) 「登録内容確認書」については、テクリスから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

1-1-10 打合せ等

- 1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と管理技術者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が書面（打合簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて打合簿に記録するものとする。
- 2) 管理技術者は、特記仕様書に定めるところにより監督職員と**打合せ**を行うものとし、その結果について書面（打合簿）に記録し相互に**確認**しなければならない。
- 3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と**協議**するものとする。

1-1-11 業務計画書

- 1) 受注者は、下記の項目について記載した業務計画書を作成し、業務着手時までに監督職員に**提出**するものとする。なお、設計に関する補助業務においては、「（7）その他」に積算関係資料の管理体制を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 連絡体制（緊急時含む）
 - (7) その他なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。
- 2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、監督職員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。

1-1-12 業務に必要な資料の取扱い

- 1) 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
- 2) 監督職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 4) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

- 5) 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
- 6) 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

1-1-13 土地への立ち入り等

- 1) 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に**報告し指示**を受けなければならない。
- 2) 受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に**報告**するものとし、**報告**を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- 3) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と**協議**により定めるものとする。

1-1-14 成果物の提出

- 1) 受注者は、業務が完了したときは、2-1-4、3-1-4 又は特記仕様書に示す成果物を取りまとめた報告書を作成し、監督職員に業務完了通知書とともに**提出し、検査**を受けるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の**指示**する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- 3) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。

1-1-15 諸法令及び諸条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する諸法令及び諸条例を遵守しなければならない。

1-1-16 検査

- 1) 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に**提出**する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備が全て完了した後、監督職員に**提出**していないなければならない。
- 2) 発注者は、業務の**検査**に先立って受注者に対して書面をもって検査日を**通知**するものとする。この場合において受注者は、**検査**に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合**検査**に要する費用は受注者の負担とする。
- 3) 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会のうえ、**検査**を行うものとする。

1-1-17 修補

- 1) 検査職員は、**修補**の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて**修補を指示**することができるものとする。
- 2) 受注者は、**修補**を速やかに行わなければならない。
- 3) 検査職員が**修補の指示**をした場合において、**修補**の完了の**確認**は検査職員の**指示**に従うものとする。
- 4) 検査職員が**指示**した期間内に**修補**が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき**検査**の結果を受注者に**通知**するものとする。
- 5) **修補**の完了が**確認**された場合、その**指示**の日から**修補**の完了の**確認**の日までの期間を、契約書第 33 条第 3 項に規定する期間に含めないものとする。

1-1-18 契約変更

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

- (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が**協議**し、業務実施上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 1-1-19 の規定に基づき監督職員が受注者に**指示**した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との**協議**で決定された事項

1-1-19 条件変更

- 1) 契約書第 18 条第 1 項第五号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2) 発注者又は監督職員が、受注者又は管理技術者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の**指示**を行う場合は、指示書によるものとする。

1-1-20 履行期間の変更

- 1) 発注者は、受注者に対して業務の変更の**指示**を行う場合においては、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に**通知**しなければならない。
- 2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると**確認**された事項及び業務の一時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。
- 3) 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に**提出**しなければならない。
- 4) 契約書第 24 条に基づき、発注者の**請求**により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し**提出**しなければならない。

1-1-21 一時中止

- 1) 契約書第 20 条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって**通知**し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については 1-1-28 によるものとし、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3) 1) 及び 2) の場合において、受注者は業務の現場の保全について、監督職員の**指示**に従わなければならない。

1-1-22 再委託

- 1) 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2) 受注者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、計算処理（単純な計算処理に限る）、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を必要としないものとする。
 - 3) 受注者は、1)及び2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を得なければならない。
 - 4) 受注者は、業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
なお、協力者は、水産庁の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、水産庁の指名停止期間中であってはならない。

1-1-23 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-24 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任に係る損害
- 3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-1-25 守秘義務

- 1) 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による**承諾**を得たときはこの限りではない。
- 3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を 1-1-11 に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された図面及び関係資料など（電子データ含む）を、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

1-1-26 部分使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を**請求**することができるものとする。
 - (1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合

- 2) 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に**提出**するものとする。

1-1-27 安全等の確保

- 1) 受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないように安全の徹底に努めなければならない。
- 2) 受注者は、必要がある場合には海上保安部、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3) 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4) 受注者は、業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5) 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6) 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7) 受注者は、業務の実施にあたって豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8) 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに、監督職員が**指示**する様式により事故報告書を速やかに監督職員に**提出**し、監督職員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。

1-1-28 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
- 2) 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを**請求**することができるものとする。

1-1-29 受注後の他業務への入札に関する事後制限

- 1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事に参加してはならない。「対象工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請負としての参加をいう。なお、資本面・人事面で関係あるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。
 - ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

1-1-30 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う

こと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に**報告**すること。
- 3) 1)及び2)の行為を怠ったことが**確認**された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と**協議**しなければならない。

1-1-31 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

1-1-32 個人情報の取扱い

- 1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 秘密の保持
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3) 取得の制限
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- 4) 利用及び提供の制限
受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 5) 複写等の禁止
受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6) 再委託の禁止及び再委託時の措置
受注者は、発注者の**指示**又は**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。
なお、再委託に関する発注者の**指示**又は**承諾**がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。
- 7) 事案発生時における報告
受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の**指示**があった場合はこれに従うものとする。
また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 8) 資料等の返却等
受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集

し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9) 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年 1 回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年 1 回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10) 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1-1-11 で示す業務計画書に記載するものとする。

11) 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-1-33 行政情報流出防止

1) 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、1-1-11 で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2) 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令等の遵守

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

イ) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

ロ) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ハ) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(4) 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

- イ) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-1-11 で示す業務計画書に記載するものとする。
- ロ) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
- (6) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保
 - 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。
 - ① 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - ② セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - ③ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - ④ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - ⑤ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
- (7) 事故の発生時の措置
 - イ) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - ロ) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

第2編 発注者支援業務

第1章 発注補助業務

2-1-1 担当技術者

- 1) 担当技術者は、2-1-2 で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の諸事項について適切に行わなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「漁港漁場関係工事積算基準」等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び設計図書の内容を十分理解し、関連する漁場工事等の施工方法等についても把握しておくこと。

2-1-2 業務内容

受注者は、契約図書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。

- 1) 積算に必要な現地踏査
受注者は、積算に必要な現場条件等の**確認**を行い、調査結果を書面で監督職員に**提出**のうえ、積算に用いる現場条件について監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、現地踏査は、事前に監督職員にその内容を**協議**のうえ、行うものとする。
- 2) 発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、**協議・打合せ**のうえ、工事設計図書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。
- 3) 積算根拠資料作成
受注者は、監督職員から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（入札説明時の参考資料を含む。）の各案の**確認**及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うとともに、漁港漁場関係工事積算基準等の積算基準類及び現地調査結果を基に、工種毎に施工方法等について検討し、積算システムへのデータ入力に必要な積算根拠資料を作成する。
- 4) 積算システムへの積算データ入力
受注者は、2)及び3)の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD-R 又は DVD-R 等）に保存し**提出**するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。
- 5) 照査
照査技術者は、対象工事毎に指定された業務内容の資料に誤りがないよう照査を以下のとおり行うものとする。
 - (1) 作成した工事発注図面、数量総括表（数量計算書）及び特記仕様書（案）の整合性
 - (2) 作成した積算条件資料、経済比較資料及び積算根拠資料の整合性
 - (3) 積算システムへ入力した内容（根拠情報含む）の適切性
 - (4) その他管理技術者が必要と判断する内容
- 6) 業務履行上の留意事項
 - (1) 以下の事項について留意するものとし、これに係る資料の作成及び整理等を行うものとする。
 - a) 貸与された設計資料等の内容把握
監督職員から貸与された設計資料等について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握して本業務を履行する。
 - b) 関連工事の把握
監督職員より積算上密接に関連する工事の**指示**があった場合は、その積算に係る条件等を把握する。

c) 新技術及び特許工法等の把握

新技術（NETIS 登録技術及び港湾関連民間技術の確認審査・評価事業により評価された技術）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法。（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面又は施工条件・施工数量等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させるものとする。

なお、指定されている新技術が NETIS 登録技術の確認審査・評価事業により評価された技術以外の場合は、監督職員の**指示**によるものとする。

(2) 受注者は、監督職員の**指示**に従い、関連がある業務との情報共有を図るために必要な資料を**提出**しなければならない。

(3) 主な参考基準等

受注者は、本条に定めのない事項については、関連法令等によるものの他、以下の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、本業務を適正に履行する。

漁港漁場関係工事積算基準
港湾請負工事積算基準
土木工事標準積算基準書
船舶および機械器具等の損料算定基準
漁港漁場関係工事共通仕様書
漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書
港湾工事共通仕様書
土木工事共通仕様書
漁港漁場関係工事の契約変更事務ガイドライン
漁港漁場工事の工期の設定に関するガイドライン

2-1-3 報告等

1) 受注者は、積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について**確認**し、監督職員へ**報告**するものとする。

2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で**提出**するものとする。

(1) 業務実施にあたり留意すべき点（積算上必要となる施工条件等）

2-1-4 成果物

1) 本業務により**提出**される成果物は以下のものとし、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等がないように十分留意のうえ、記録媒体（CD-R 又は DVD-R 等）で監督職員に**提出**するものとする。

- (1) 発注図面及び数量総括表（数量計算書）
- (2) 積算根拠資料
- (3) 積算データ
- (4) 打合簿

2) 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに**提出**し、**検査**を受けるものとする。

2-1-5 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部を受注者の**承諾**を得て使用することができるものとする。

第2章 検査補助業務及び監督補助業務

第1節 共通編

3-1-1 担当技術者

- 1) 担当技術者は、3-2-1 及び 3-3-1 で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の諸事項について適切に行われなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、監督職員が別に示す漁港漁場関係工事の施工監督に関する指針等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から連絡等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。
 - (3) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡等を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (4) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び設計図書の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
 - (5) 担当技術者は、3-2-1 及び 3-3-1 のうち管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるものの他、工事受注者に対して**指示**、又は**承諾**を行ってはならない。
ただし、工事現場において工事安全上危険な事案等を発見した場合は、工事受注者へ注意を行い速やかに監督職員へ口頭連絡又は**報告**を行うものとする。

3-1-2 業務受注者証明書

受注者は別に定める様式により、発注者に業務を行う管理技術者等の業務受注者証明書発行申請書を**提出**し、業務受注者証明書の発行を受けなければならない。

なお、管理技術者等は業務受注者証明書を携帯し、業務に当たらなければならない。

3-1-3 報告

- 1) 受注者は別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し月毎にとりまとめ、監督職員に書面で**提出**するものとする。
 - (1) 実施した業務の内容
 - (2) その他必要事項
- 2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で**提出**するものとする。
 - (1) 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、周辺状況、地元との協議内容等）
 - (2) 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

3-1-4 成果物

成果物とは、3-1-3 で作成した業務実施報告書をいう。

第2節 検査補助業務

3-2-1 業務内容

- 1) 受注者は、契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。
 - (1) 使用材料について設計図書と照合
受注者は、使用材料（支給材料等を含む）についての設計図書との照合を行い、その結果を速やかに監督職員へ**報告**するものとする。
 - (2) 施工状況について設計図書と照合
受注者は、工事の施工状況、出来高（数量、出来形）及び品質について随時設計図書との照合を行い、その結果を速やかに監督職員へ**報告**するものとする。

(3) 工事検査等への臨場

監督職員の**指示**に従い、完成検査、既済部分検査及び指定部分検査及び、三者会議等に臨場し、検査時の議事内容のとりまとめを行うものとする。

(4) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく監督職員へ**報告**するものとする。

(5) 照査

管理技術者は、特記仕様書に定めのある場合、下記について照査を行うものとする。

- ① 工事毎に実施した施工状況、出来高（数量、出来形）及び品質の内容についての適切性
- ② 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質確認についての適切性
- ③ その他管理技術者が必要と判断した事項又は監督職員が**指示**する事項

第3節 監督補助業務

3-3-1 業務内容

1) 受注者は、契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。

(1) 設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成

受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する**指示、協議**に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、速やかに監督職員に**提出**するものとする。

(2) 工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合

受注者は、工事受注者から**提出（提出、承諾及び協議事項）**された資料と設計図書との照合を行い、速やかに監督職員に**報告**するものとする。

(3) 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を速やかに監督職員に**報告**又は**提出**するものとする。

- ① 設計図書、入札説明書現場説明書及び入札説明書に対する質問回答書が一致しない場合
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
- ③ 設計図書の表示が明確でない場合
- ④ 工事現場の形状、地質、気象・海象条件、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
- ⑥ 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合

(4) その他工事変更等に必要な資料作成等

受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当官等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）作成を行い、速やかに監督職員に**提出**するものとする。

(5) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を速やかに監督職員に**報告**又は**提出**するものとする。

(6) 請負工事の安全対策の確認等

受注者は、工事毎に施工現場の安全対策に対する**確認**を行い、その結果を速やかに監督職員に**報告**するものとする。

(7) 施工条件等確認調整会議等への臨場

受注者は、監督職員の**指示**に従い、施工条件等確認調整会議等に臨場し、議事内容のとりまとめを行うものとする。

(8) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく監督職員へ**報告**するものとする。また、災害発生時には監督職員の**指示**により、情報の収集等を行うものとする。

(9) 照査

管理技術者は、特記仕様書に定めのある場合、下記について照査を行うものとする。

- ① 作成した資料の内容についての適切性
- ② その他管理技術者が必要と判断した事項又は監督職員が**指示**する事項

打合簿

令和 XX 年 XX 月 XX 日

(監督職員)

主任監督員 :

監督員 :

(受注者)

受注者 :

業務名 :

発議者	☐ 監督職員 ☐ 受注者	
発議事項	☐ 協議 ☐ 承諾 ☐ 指示 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 通知 ☐ その他 ()	
	件名	内容
処理・回答	監督職員	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理 ☐ その他 () します 令和 XX 年 XX 月 XX 日
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理 ☐ その他 () します 令和 XX 年 XX 月 XX 日

- 備考 1. 打合せごとに別葉とする。
2. 1 部作成し、受注者は事業完了時に完成書類に添付する。
3. 決裁欄は適宜欄外に設けて差支えない。
4. 受注者は本人若しくは管理技術者とする。
5. 監督職員の表記は適宜加除できるものとする。

業務実施報告書（日報）

※業務名は当該業務名を記載

年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日 ()	管理技術者等氏名	
業務名	令和 XX 年度〇〇補助業務		

※工事又は調査ごとに件名、業務実施内容、その他必要事項を記入する。

業務実施報告書（旬報）

※業務名は当該業務名を記載

業務名	令和 XX 年度 〇〇補助業務	管理技術者氏名	
月日（曜日）	業務実施の概要		
記 事			

令和 XX 年 XX 月 XX 日

監督職員（主任監督員）殿

受注者住所
氏 名

業務受注者証明書発行申請書

標記について、漁港漁場関係工事発注者支援業務共通仕様書第2編第2章第1節3-1-2に基づく業務受注者証明書を下記のとおり発行願います。

なお、当該業務が完了したときは速やかに返納することを申し添えます。

記

1. 業 務 名 〇〇年度〇〇地区漁港漁場関係工事発注者支援業務
2. 契約年月日 〇〇年〇月〇日
3. 履 行 期 間 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
4. 業 務 場 所 別紙のとおり
5. 作 業 人 員 別紙のとおり

業務受注者証明書発行申請者一覧

〇〇〇〇地区漁港漁場関係工事発注者支援業務

No.	業務場所	氏名	生年月日	年齢	住所	備考
1	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇	S53.7.5	43 歳		
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※年齢は申請日時点とする。